

## 令和8年度 可児市主観的事項審査項目

### 1. 岐阜県入札参加資格審査システムから申請することで、各自治体が加点する評価項目

受付期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）午後3時まで

項目	基準
1 ISO認証取得	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している事業者に20点、ISO14001を認証取得している事業者に10点を加点する。
2 建設人材育成への取組状況	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の「ゴールドランク」に認定されている場合に20点、「シルバーランク」に認定されている場合に15点、「ブロンズランク」に認定されている場合に10点、「岐阜県建設人材育成企業」に登録されている場合に5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
3 S D G s の達成に向けた取組状況	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、「ぎふ S D G s 推進パートナー登録制度」の「ゴールドパートナー」に登録されている場合に10点、「シルバーパートナー」に登録されている場合に5点加点する。
4 脱炭素社会ぎふへの取組状況	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、「G－クレジットの森・応援パートナー登録制度」に登録され、前年の1月1日から12月31日までの間に、G－クレジットを5t-CO2以上購入した場合に10点加点する。
5 環境配慮状況	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者に1名につき1点を加点する。ただし、1事業者10点を限度とする。
6 障がい者雇用状況	申請書の提出があった年の前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている事業者又は同法に基づく報告義務はないが身体障がい者、知的障がい者若しくは精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者に10点を加点する。
7 建設機械保有状況	申請書の提出があった年の前々年の10月1日から前年の9月30日までの決算で、固定資産「機械・運搬具」の残存価格について、500万円ごとに1点を加点する。ただし、1事業者につき10点を限度とする。

8 ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」（旧「岐阜県子育て支援エクセレント企業認定制度」を含む。）に認定されている場合に10点、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」（旧「岐阜県子育て支援企業登録制度」を含む。）に登録されている場合に5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
9 消防団協力活動	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、可児市消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者に消防団員1名につき5点を加点する。
10 ボランティア活動等への参加	申請書の提出があった年の前年の1月1日から12月31日までの間で、岐阜県内において地域社会への貢献度が高いと認められる以下のいずれかのボランティア活動を定期的（定期的とは、対象期間内に1つの活動で2回以上又は、2つの活動を1回以上参加している場合とする。）に行った事業者に10点加点する。 ① ぎふ・ロード・プレーヤー ② 清流の国ぎふリバーサポーター ③ その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動（ただし、岐阜県、県内市町村又は県内建設関連団体が主催・共催・後援となる活動に限る。）

## 2. 直接可児市(管財検査課)に申請書類を提出する項目

提出書類：①健康保険証の写し等雇用関係の確認できる書類

②技術者として確認できる書類（合格証明書、実務経験による技術者資格等）

提出期限：令和8年1月30日（金）午後3時必着

項目	基準
11 女性技術者、若手技術者の育成	申請書の提出があった年の前年の12月31日現在、女性技術者又は40歳以下（※今回は昭和60年1月1日以降生まれ）の若手技術者が在籍している事業者に技術者1人につき5点（両方に該当する場合は、1人5点を限度とする。）を加点する。ただし、1事業者20点を限度とする。

## 3. 自動的に加点する項目(申請不要)

項目	基準
12 工事成績	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前々年の1月1日から前年の12月31日までの間で、完成検査に合格した可児市発注工事の平均工事成績について以下のとおり加点又は減点する。 工事成績の平均点から78点を控除した後の点数 1点につき6点を加点 工事成績の平均点から65点を控除した後の点数 -1点につき6点を減点

13 災害協定への参加	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前年の12月31日現在、可児市と災害協定を締結している事業者に10点を加点する。
14 除雪等協力活動状況	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前年の12月31日現在、可児市と市道の凍結防止業務に関する契約を締結している事業者に10点を加点する。
15 水道施設維持修繕業務協力状況	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前年の12月31日現在、可児市と休日等の水道修理当番業務に関する契約を締結している事業者に10点を加点する。
16 指名停止	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前年の1月1日から12月31日までの間で、可児市から指名停止措置を受けた事業者は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。 1箇月以内 件数×-10点 1箇月超2箇月以内 件数×-20点 2箇月超4箇月以内 件数×-30点 4箇月超6箇月以内 件数×-40点 6箇月超 件数×-50点
17 子どものいじめ防止協力	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前年の12月31日現在、可児市いじめ防止協力事業所・団体として認定されている事業者に5点を加点する。
18 ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況（可児市）	申請書の提出があった年（申請書の提出がない場合は、第3条に規定する申請期間の属する年）の前年の12月31日現在、住みごこち一番・可児に向けた企業登録制度に登録している事業者に10点を加点する。